

与謝野町でサテライトオフィスを設置した事業者を支援します

与謝野町では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、町外事業者の誘致及び町内事業者の事業拡大により、地域に新たなビジネスや雇用を創出し、地域経済の活性化と関係人口の増加を図るため、新たにサテライトオフィスを設置した事業者に対し、必要な経費の一部を支援します。

記

1 補助事業名

与謝野町サテライトオフィス設置事業

2 補助対象者

次の①～④の全てを満たす方

- ①令和3年4月1日以後に、与謝野町内にサテライトオフィスを開設した事業者であること
- ②サテライトオフィスにおける業務を3年以上継続することが見込まれること
- ③開設したサテライトオフィスにおいて、従業員が1人以上就労すること
- ④事業者が本拠としている事業所が所在する自治体の市町村税を滞納していないこと

3 補助対象経費

サテライトオフィスの建物取得や改修、改築、賃借料、引越費用、設備整備に要する事務機器その他備品等に要する経費

4 補助率及び上限額

補助率 補助対象経費の3分の2以内
上限額 50万円以内

5 募集期間

令和3年7月15日（木）～令和3年11月30日（火）

【取材・問い合わせ先】

与謝野町役場 商工振興課
担当 三田
電話 0772-43-9012